

平成29年度「沖縄県民生委員活動活性化事業」業務委託に係る 企画提案コンペ実施要領

1 委託業務名

平成29年度沖縄県民生委員活動活性化事業業務委託

2 事業期間

契約締結日～平成30年3月16日までとする。

3 事業目的

本事業は単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）の中から選定されるモデル地区に支援コーディネーターを派遣し、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の組織的活動を支える活動基盤である単位民児協を支援することにより、民生委員活動の活性化を図ることを目的とする。

4 予算額

18,900千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額の上限額であり、契約金額ではない。

5 業務概要

選定した単位民児協（以下「モデル地区」という。）に支援コーディネーターを派遣し、当該モデル地区に対して、関係機関との連携体制の推進、民生委員の資質向上等を図る体制づくり、単位民児協における理解促進を図る取組等を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。

6 委託業務内容

平成29年度「沖縄県民生委員活動活性化事業」業務委託に係る企画提案仕様書のとおり

7 参加資格

本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、次の要件を全て満たす法人格を有する者、又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有し、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方公共団体等から地域福祉に関連する業務、若しくはそれに類する業務の委託を過去5年以内に受けたことがあること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

(7) コンソーシアムとして企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員又は単体として、本企画コンペに重複参加する者でないこと。
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

地方自治法施行令抜粋（一般競争入札の参加者の資格）
第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

8 応募方法手続き及びスケジュール等について

スケジュール（予定）

- 平成29年6月15日（木）企画提案公募及び質問受付開始
 - 平成29年6月22日（木）質問事項受付締切
 - 平成29年6月26日（月）質問事項最終回答日
 - 平成29年6月30日（金）企画コンペ参加申込期限
 - 平成29年7月6日（木）企画提案書等提出締切
 - 平成29年7月13日（木）審査（プレゼンテーション審査）
 - 平成29年7月14日（金）以降 審査結果通知、見積書提出、契約締結
 - 平成29年8月1日（火）事業開始予定
- ※具体的な詳細は以下のとおりとする。

(1) 質問事項受付期間

- ① 期 間 : 公告の日から平成29年6月22日（木） 17時まで
- ② 質問方法 : 質問書【様式6】により、メールにて提出すること。
- ③ 提出先 : 福祉政策課 福祉支援班 安里 asatshiy@pref.okinawa.lg.jp
- ④ 回答方法 : 質問のあった事項については、その都度、メール又は福祉政策課ホームページにおいて回答する。
- ⑤ 最終回答日 : 平成29年6月26日（月）を予定

(2) 企画コンペ参加申込期限

- ① 申込期限 : 平成29年6月30日（金） 17時まで
- ② 提出場所 : 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課（沖縄県庁3階）
- ③ 提出方法 : 持参もしくは郵送（必着）により提出すること（提出期限厳守）。
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- ④ 提出書類 : 下記書類を全て1部ずつ提出すること。
 - ア【様式1】企画コンペ参加申請書
 - イ【別添資料1】コンソーシアム協定書（任意様式）
※コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書（任意様式）を添付すること。協定書については、福祉政策課ホームページに掲載されているひな型を参照すること。本ひな型は必要最小限の条項を記載した基本的な協定書として提示するものであり、各コンソーシアムが必要に応じて条項を追加することを認めるものとする。ただし、条項の削除は原則として認めない。
 - ウ【様式2】法人等概要
 - エ 登記事項証明書

オ【様式3】業務実績

※オの業務実績は、「7 参加資格」の(2)の内容が確認できるものとする。

カ 貸借対照表(直近3期分)

キ 損益計算書(直近3期分)

※ウ、エ、オ、カ、キについて、コンソーシアムの場合は各構成員ごとに提出すること。

⑤ 結果通知 : 平成29年7月3日(月)を予定 ※参加不可の場合のみ、通知する。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 : 平成28年7月6日(木) 17時まで
- ② 提出場所 : 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課(沖縄県庁3階)
- ③ 提出方法 : 持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- ④ 提出書類 : ア【様式4】企画提案応募申請書 1部
イ【任意様式】企画提案書【任意様式】 8部
※企画提案書の形式は、A4版、20頁以内とする。
※企画提案書の内容については、別紙企画提案仕様書の業務内容を踏まえたものとし、事業実施方針、事業実施スケジュール、業務の実施体制を含めて記載すること。
ウ【任意様式】実施体制図 8部
エ【様式5】経費見積書 8部

(4) 審査(プレゼンテーション)

沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課に設置する「選定委員会」において企画提案書の内容やこれまでの実績等を審査・採点し、優先交渉者を決定する。

- ① 日 時 : 平成29年7月13日(木) 13時半～
- ② 場 所 : 沖縄県庁3階 第5会議室
- ③ 留意事項 :
 - ア プレゼンテーションにおいては、提出のあった「企画提案書」のみを用いるものとし、追加提出や修正等は認めない。
 - イ 各応募者の持ち時間は35分とし、20分をプレゼンテーション、15分を質疑応答の時間として予定している。
 - ウ プレゼンテーションにおいては、図表などを多く用いるなど、わかりやすく簡潔な説明に努めること。なお、DVDやPCなどの電子機器及びプロジェクターの使用は予定していない。

(5) 優先交渉者の決定

決定通知 : 平成29年7月14日(金)を予定

9 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該

当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

沖縄県財務規則抜粋（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 問い合わせ先

〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階
沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課 福祉支援班 担当（安里）
電話：098-866-2177
FAX：098-866-2758
E-mail：asatshiy@pref.okinawa.lg.jp